

免許申請書（裏面）

収入印紙以外のものを貼付しないで下さい。

郵便局等で所定額（令和5年10月現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。
必ず日本政府発行の収入印紙を貼つてください。地方自治体の発行する証紙ではありません。

一枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないよう貼つて下さい。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）

申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終り、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
収入印紙は消印しないで下さい。
収入印紙1500円を超えて添付される場合は、以下の記載例を参考に、直筆で余白に記載して下さい。

収入印紙超過100円分については、返還を求めません。厚労 太郎

申請書の裏面に免許試験合格通知書等を貼付しないで下さい。

様式第12号(第65条の3、第67条関係) (裏面)

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれそれに貼付しなければなりません。

(1) 同時に2種類の免許申請を行う場合

(2) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合
(新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合は、既交付の免許証の再交付、書替の申請と共に、既交付の免許証の再交付、書替の申請と共に、既交付の免許証を管轄する都道府県労働局(又は交付局)で申請して下さい。)

(3) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免更新申請を行う場合
(4) 免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合

【請求】

1 口口で表示された「記入枠」という。に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）で読み取れる形で、この用語を用いたり、穴を開けたり、必要以上に切り曲げたり、穴の付けたりしないこと。
2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままにして車両を運送する場合に、該当事項を○で括ること。
3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを用意し、枠からはみ出さないように大きめのカタチ及び複数で横に記載すること。
4 余白や欄の端部は同一記入枠に「ガ」、「ハ」等記入しないこと。
5 免許証交付申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」欄に記入した事項を記載する場面（以下「本人確認證明書」といふ）並びに免許を受ける権利を有する事項（以下「免許証持主等」といふ）については本人確認證明書、相傷にあつていては免許証持主等を記載すること。
6 免許証持主申請の場合は、免許更新並びに記載事項の異同を証する書面を添付すること。
7 免許証更新の場合は、対応の免許証及び免許証の更新を受ける資格を有する人を記入する旨添付すること。
8 下記の免許証コード表を参考して記入すること。
9 旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」といふ）の併記を希望しない場合は「01」、希望する場合は「02」を記入し、「併記を希望する姓又は通称欄」に希望する姓又は通称等を記入すこと。
10 下記の住所欄・交付局コード欄を参考して記入すること。
11 住所欄・免許証の送付先を記入すること。送付先欄に送付先を記入すること。
12 免許証の送付先が住所異なる場合は「01」を記入し、③送付先希望欄に「01」が記入されていることを確認すること。
13 当該免許証申込外に既様式免許証を所持する者は、「01」を記入し、下記の免許証コード欄を参照して、④の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申欄（別紙）に記入すること。

住所地・交付局コード一覧)

(免許種類コード表)					
コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	新規マイナンバー	21	無限運転免許	31	新規運転免許(休業実績なし)
12	新規マイナンバー	22	新規運転免許	32	新規運転免許
13	新規マイナンバー	23	新規運転免許	33	新規運転免許(運転実績なし)
14	新規マイナンバー	24	クーリー・デリバリー運転士(注3)	34	新規運転免許(運転実績なし)
15	新規マイナンバー	25	クーリー・デリバリー運転士(注4)	51	新規運転免許(運転実績なし)
16	新規マイナンバー	26	クーリー・デリバリー運転士	52	新規運転免許(運転実績なし)
20	新規マイナンバー	30	ワーキング・ドライバー運転士(注5)	60	新規運転免許(運転実績なし)
	(旧用記)		ワーキング・ドライバー運転士(注6)	61	新規運転免許(運転実績なし)
			ワーキング・ドライバー運転士(注7)	70	新規運転免許(運転実績なし)

注1 既に登録しているときの機械の種類をクーリーに記載し、かつ、クーリーの種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

注2 既に登録しているときの機械の種類をクーリーに記載し、かつ、クーリーの種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

注3 既に登録しているときの機械の種類をクーリーに記載し、かつ、クーリーの種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

注4 既に登録しているときの機械の種類をクーリーに記載し、かつ、クーリーの種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

注5 既に登録しているときの機械の種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

注6 既に登録しているときの機械の種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

注7 既に登録しているときの機械の種類を記載しないクーリー・デリバリー運転免許をもらうこと。

(平成18年3月31以前)